

2020年1月27日

各位

会社名	株式会社カーブスホールディングス
代表者名	代表取締役社長 増本 岳 (コード番号：7085 東証)
問合せ先	取締役管理本部長 松田 信也 (TEL. 03-5418-9922)

新規上場承認に関するお知らせ

株式会社カーブスホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役社長：増本岳）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）より、当社株式の東京証券取引所への新規上場が承認されましたことをご知らせいたします。

なお、東京証券取引所への上場日は2020年3月2日（月）を予定しており、同日以降は同取引所において、当社株式の売買が可能となります。

このたびの新規上場も契機に「地域密着の健康インフラ」「健康寿命延伸企業」として、今後も社会に貢献するべく、さらに多くの方々の健康で豊かな人生を支えられるよう務めて参ります。

なお、東京証券取引所への上場承認の詳細につきましては、日本取引所グループのウェブサイト「新規上場会社情報」をご覧ください。

日本取引所グループ「新規上場会社情報」ウェブサイト：
<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

以上

ご注意：

この文書は予定されている当社の親会社である株式会社コシダカホールディングスが2020年3月1日を効力発生日として実施する予定の同社が保有する当社株式の全株式を現物配当（金銭以外の財産による配当）により同社株主に分配すること及び株式会社カーブスホールディングス株式の上場に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず株式会社カーブスホールディングスが作成する新株式発行並びに株式売届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。新株式発行並びに株式売届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。また、この文書は、米国における証券の投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。株式会社カーブスホールディングス株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。